

ID: 108

担当部署: 税務課

処分の概要	保険料の督促手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	八頭町後期高齢者医療に関する条例 第5条		
例 規 番 号	平成20年条例第17号		
<p>【根拠条文】 (保険料の督促手数料) 第5条 保険料の督促手数料は、町税条例(平成17年町条例第59号)の督促手数料の規定を準用する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日